

■低炭素建築物新築等計画の認定等に関する申請手数料(長崎県)

□認定手数料は、建築物の区分別で、以下のとおりです。

R7.4.1

1. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

①一戸建て住宅の場合(注1)

認定住宅の件数の区分	評価機関の 事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	4,000	17,000	24,000	33,000

注1) 非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

A「戸数に応じた金額」(注3)

認定住宅の戸数の区分		評価機関の 事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)		4,000	17,000	24,000	33,000
共同住宅等 他	1戸超 5戸以下	9,000	32,000	49,000	67,000
	5戸超 10戸以下	15,000	46,000	69,000	94,000
	10戸超 25戸以下	26,000	66,000	100,000	133,000
	25戸超 50戸以下	43,000	100,000	145,000	191,000
	50戸超 100戸以下	78,000	152,000	213,000	274,000
	100戸超 200戸以下	124,000	216,000	294,000	371,000
	200戸超 300戸以下	156,000	280,000	383,000	487,000
	300戸超	167,000	318,000	445,000	572,000

B「共用部分の面積に応じた金額」(注4)

共用部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300㎡以内	9,000	106,000
300㎡超 1,000㎡以内	16,000	134,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	26,000	175,000
2,000㎡超 5,000㎡以内	78,000	273,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	124,000	351,000
10,000㎡超 25,000㎡以内	156,000	420,000
25,000㎡超	196,000	489,000

注2) 複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

注3) 戸によって異なる評価手法を用いる場合は、評価方法ごとの戸数に応じた手数料を足し合わせた手数料とする。

注4) 共用部分がない場合はBの金額を0とする。

※1…: (共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…: (複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体的場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注4)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注4)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注4)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注4) 非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、②の戸数が1の場合を適用する

④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分のみの場合

非住宅部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※3)の場合】
300㎡以内	9,000	234,000 (106,000)
300㎡超 1,000㎡以内	16,000	291,000 (134,000)
1,000㎡超 2,000㎡以内	26,000	374,000 (175,000)
2,000㎡超 5,000㎡以内	78,000	533,000 (273,000)
5,000㎡超 10,000㎡以内	124,000	654,000 (351,000)
10,000㎡超 25,000㎡以内	156,000	771,000 (420,000)
25,000㎡超	196,000	880,000 (489,000)

※2…: (複合建築物) 共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…: (工場等) 国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

2. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

①一戸建て住宅の場合(注1)

認定住宅の変更を行う件数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	2,000	8,500	12,000	16,500

注1) 非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

A「戸数に応じた金額」(注3)

認定住宅の変更を行う戸数の区分		評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)		2,000	8,500	12,000	16,500
共同住宅等の戸数	1戸超 5戸以下	4,500	16,000	24,500	33,500
	5戸超 10戸以下	7,500	23,000	34,500	47,000
	10戸超 25戸以下	13,000	33,000	50,000	66,500
	25戸超 50戸以下	21,500	50,000	72,500	95,500
	50戸超 100戸以下	39,000	76,000	106,500	137,000
	100戸超 200戸以下	62,000	108,000	147,000	185,500
	200戸超 300戸以下	78,000	140,000	191,500	243,500
	300戸超	83,500	159,000	222,500	286,000

B「共用部分の面積に応じた金額」(注4)

変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)による区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300㎡以内	9,000	106,000
300㎡超 1,000㎡以内	16,000	134,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	26,000	175,000
2,000㎡超 5,000㎡以内	78,000	273,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	124,000	351,000
10,000㎡超 25,000㎡以内	156,000	420,000
25,000㎡超	196,000	489,000

注2) 複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

注3) 住戸部分の変更がない場合はAの金額を0とする。

注4) 共用部分の変更がない場合はBの金額を0とする。

※1…: (共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…: (複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体的場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注5)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注5)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注5)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注5)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、②の戸数が1の場合を適用する

④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分の場合

非住宅建部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※3)の場合】
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)の合計		
300㎡以内	9,000	234,000 (106,000)
300㎡超 1,000㎡以内	16,000	291,000 (134,000)
1,000㎡超 2,000㎡以内	26,000	374,000 (175,000)
2,000㎡超 5,000㎡以内	78,000	533,000 (273,000)
5,000㎡超 10,000㎡以内	124,000	654,000 (351,000)
10,000㎡超 25,000㎡以内	156,000	771,000 (420,000)
25,000㎡超	196,000	880,000 (489,000)

※1…: (共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…: (複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…: (工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

3. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定申請手数料 (建築確認審査の申出がある場合)

: 上記1(変更認定の場合は2)の各用途毎の(変更)認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.10を乗じた額を加算する。)